

資料1 別紙

職員ヒアリング 質問・回答と原稿案への反映・確認状況（修正案）

質問は、御提出いただいたものを原文のまま掲載しています。

ヒアリング対象者の回答のうち具体的な事実について回答があったものは、過去の文書記録の確認結果を付記しています。

原稿案への反映のうち、太字下線の部分は今回追記修正を行った箇所です。

番号	質問	回答	回答内容の確認結果	原稿案への反映
1	当時、自治会を二分するかのような原位置浄化策を提示したときの知事の指示はどのようなものだったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・知事から特段指示はなかった。 ・知事から原位置浄化策を提示するよう指示はされていない。技術的・経済的に合理的な対策案を対策室で検討のうえ、ポトムアップで知事に示した。 	過去の文書には知事からの指示等の事実を確認できる記録がなかった。	第3章2(1) P.64 また、いずれの方法を採ったとしても、対策工を代執行事業として実施するにあたっては県単独で費用を負担することが難しく、産廃特措法に基づく国の財政支援が必要であったが、A-2案は産廃特措法が失効する平成24年度末までに事業を完了させることができないことも課題であった可能性がある（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、D案を対策の基本とする実施計画の基本方針を策定したのは、技術的・経済的に合理的な対策案を県として検討した結果であると述べた。）
2	環境副大臣が来県された後に県の地元への対応が大きく変わった印象があるが、その時の知事の指示はどのようなものだったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・把握していない。なお、環境副大臣来県後、平成22年に県が発表した「今後の県の対応について」により、筋道が示されたと思う。それまでは、大きな方向性が右か左かというような状態だった。 ・このときに県が示した有害物をできる限り除去するという方針は、有害物を積極的に取り除くよう助言した環境省と、事務方の尽力によってできたものだった。この方針に関しては、知事も同じ思いだったと考える。 	<1点目関係> 過去の文書から以下の事実が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月には環境省から県に、撤去しようとしている有害物をはっきりさせて住民に示すことおよび、早期安定化のためにできるだけ有害物を探して除去する考え方を明確にすべきとの助言があった。 	第3章3(2) P.71 意見交換会においては、地元住民から旧処分場への法的な規制に係る質問や有害物の除去に係る要望があったほか、副大臣からは産廃特措法の期限をどの程度の延長することが必要であるか等について発言があった。また、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、 <u>副大臣の来県時に</u> 環境省から有害物を積極的に取り除くよう助言があったと述べた。
3	処分場廃棄物について、許可容量超過の可能性に気づいたのはいつか。	<ul style="list-style-type: none"> ・許可容量超過については、対策委員会での調査実施まで（内部的に）ほとんど議論されていない。 ・埋立廃棄物が許可容量を超過しているかについて、（内部的に）特に議論はなかった。それよりも、ドラム缶や有害物質をどうしていくか、が主な論点になっていた。 	過去の文書から以下の事実が認められる。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成3年には住民から県に、旧R D社が処分場外で埋め立てをしていると通報があった。 ・平成13年には合対から県に、旧R D社が処分場外で埋立てをしていたことが不法投棄に該当するのではないかとの指摘があった。 ・平成16年に住民から知事に、許可容量を超過している可能性があり、どれだけ廃棄物があるか調べてほしいとの要望があった。 	第3章1(2) P.58 ポーリングでは、旧処分場に埋め立てられた廃棄物が72.6万m ³ あり、許可容量である40万m ³ を超過していることがわかった。（なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、この調査以前には旧R D社が埋め立てた廃棄物が許可容量を超過しているか否かは議論がなく、ドラム缶や有害物質をどうしていくかが主な論点になっていたと述べたが、 <u>平成3年度には既に住民から県に旧処分場外で埋め立てを行っているとの通報があったほか、平成16年2月には住民から知事に許可容量超過に関する指摘がなされている。（第2章3(1)参照。）</u> 第7章1 P.116 また県は、処分場の動きや地域のことを最も把握している周辺自治会や住民団体からの要望・情報に対して、地域の声をもっと真摯に受け止め、十分検討すべきであった。すべての住民要望を直ちに解決することは困難だとしても、その内容を十分把握して整理検討したうえで適切な対策等を講じながら問題を解決していく努力が必要であった。

4	<p>住民から、滋賀県職員とRD社との癒着の可能性を指摘されながら、まったく調査しなかったのは、なぜか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の間でそのような噂があるということを耳にした程度で、（私の在籍中に）指摘されたことはない。 ・栗東市の職員の協力を得て聞き取り調査を実施したが、何ら根拠のない噂と判断した。根拠のない情報を流した栗東市職員に注意した記憶がある。住民からこのことを聞いたりされたこともあるが、栗東市職員への配慮も必要であり、明確には回答しなかった。 ・（私の在籍中に）癒着について指摘されたことはない。RD社には何度も行政指導等で接触していたので、県が頻繁にRD社に接触していたことを受けて癒着と捉えられたということだろうか。 	<p>< 2点目関係 ></p> <p>過去の文書には旧RD社との癒着に係る指摘および栗東市への聞き取り調査の事実を確認できる記録がなかった。</p>	(原稿案への反映なし)
5	<p>財団法人産業廃棄物処理場振興財団との間で「対策委員会」答申の内容について相談されていたことが明らかになっている（『虚飾の行政』p.79）が、どういう話し合いがどの程度の頻度でなされていたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合いの内容は、主に責任追及、処分場の調査方法、産廃特措法の適用の可否等。対策委員会の答申内容について相談したのは、他の不適正処理事案の状況も把握されている財団のアドバイスを聞く目的だった。なお、答申は対策委員会が決定するものなので、財団の意見が答申内容を左右することはない。 	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と産廃振興財団は、平成18年度から平成19年度にかけて1～5ヶ月に1回程度の頻度で協議をしていた。 ・主な内容は、処分場の調査方法、対策工法、旧RD社への事業者責任追及、県の考える実施計画を特措法の適用対象とすることができるかの確認が中心だった。 ・平成20年3月には対策委員会の答申案の方向性についても協議していた。（協議した理由は記載がなかった。） 	<p>第3章1(2) P.58</p> <p>なお、平成18年度から平成19年度までの間、県は財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と責任追及、処分場の調査方法、産廃特措法の適用の可否等について協議しているほか、平成20年3月には対策委員会の答申のまとめ方についても協議している。同財団と答申内容について協議していたことについて、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他の不適正処理事案の状況も把握している財団からアドバイスを聞くことを目的としていたと述べた。</p>
6	<p>学問弾圧（『虚飾の行政』pp92-121.）は、誰の指示でなされたのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰かの指示があったのかは疑問である。双方（県全体としても）ヒートアップしていたのではないか。 ・特に指示があったというわけではない。なお、抗議文の発出を公にしたのは、対策委員会委員の名誉を棄損する内容が含まれており、県としてしっかり対応しなければならないと判断したものである。 	<p>< 2点目関係 ></p> <p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問内の論文では、地方自治体における諮問機関について論じたもので、事例分析として滋賀県RD最終処分場問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）が取り上げられている。 ・当該論文は大学の研究年報に掲載された。 ・事例分析においては、対策委員会の委員長選任や議事の進行方法について3つの問題点があったと指摘されているほか、委員長の指示なしに事務局が答申の原案を作成したことに関し「「フルペイで雇われているわけではない、それが厭なら信任投票をやってくれ、と開き直る委員長の気持ちもわからぬではない。」と記述されている。 ・県は大学に対して意見書を発出したが、委員長の職務に関しては、「フルペイで雇われているわけではない」のような発言は委員長以外の委員からも挙がっており、県としては委員の本来業務に影響があるような負担はかけられなかったからであると示している。 ・意見書中、論文で委員の名誉が棄損されているとの明確な記述はない。 	<p>第3章2(5) P.70</p> <p>なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、委員への抗議や県ホームページでの公表は、この論文に対策委員会の他の委員の名誉に関わる内容が含まれており、県として対応する必要があると判断したためであると述べた。<u>（県からの抗議において、当該論文で委員の名誉が棄損されているとの明確な記述はない。）</u></p>

				第3章2(3) P.65 平成20年（2008年）12月4日の記者会見で、知事は対策工事の実施にあたっては地元7自治会の合意と納得に加え栗東市の意見も大変重要であること、一般廃棄物の処分場があった時代から深くかかわっている栗東市に汗をかいでもらうのは自然な流れであることに言及した。また、同年12月10日の県議会一般質問で、今後栗東市および自治会と予定している協議の具体的な内容について質問があった際は、今後の地元自治会との協議については、今まで以上に栗東市の果たす役割は大きくなると考えると答弁した。（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、 <u>県が産業廃棄物処理事業振興財団に助言を求めた際に、他自治体の産業廃棄物不適正処理事業において市長や町長が対策工事実施に係る決断をしたことで進展があった事例もあると教えてもらったため</u> 、県以上に住民に近い栗東市の意見を聞こうとしたと述べた。）
7	2008年12月、対策案について地元住民の同意がなくても、栗東市の同意を得ることで十分だとする方針転換は、誰の発案だったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・当時の混迷する状況の打開のため、県以上に市民に近い栗東市の同意を得て、対策事業の進展を図ろうとしたものである。産廃振興財団から他の大規模不適正処理事業において、市長や町長が実施に係る決断をしたこと、進展があった事例があることを教えてもらった。 ・自治会からの同意がもらえない代わりに栗東市の同意をもらえばそれでよい、という考えではなかったと思う。自治会、栗東市どちらも大事なステークホルダーである。そのため市にも頑張ってほしいという思いがあったのではないか。 	<p><1点目関係></p> <p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と産廃振興財団は、平成20年度には4回協議をしていた。 ・地元への説明状況に係る県からの報告に対し、同財団からは、①市長が自治会の意見を尊重するとHPに公表しており、市が同意しないと特措法での対策工事は困難ではないか ②周辺自治会の説得に市が動かないと解決するのは困難だろうとの意見があった。 	
8	2008年7月に山仲部長が更迭された理由は何か。あるいは何だと考えていたか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原因については知らないが、RD問題とは関係ないのではないかと思う。 ・任命権者ではないのでわからない。 ・人事は知事の判断なので実際どうだったのか知る由もない。滋賀報知新聞でもこの件を扱った記事が掲載された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年8月14日の滋賀報知新聞をはじめ複数媒体で、山仲部長（当時）が造林公社問題の債務処理に関し責任を問われたことを報じている。 ・なお、平成20年7月23日の毎日新聞では、造林公社問題やRD問題の対応に関して知事との意見のずれが表面化していたこと、同日の京都新聞では、造林公社問題とRD問題について「（山仲部長の仕事は）私のためにならなかった」と知事が部長に指摘した旨を報じている。 	(原稿案への反映なし)
9	正木部長時代から、住民との関係改善が劇的に進んだが、その要因か。あるいは何だと考えているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・正木部長は、自身が前面に立って住民とコミュニケーションを取る、というような発言をしていた。関係改善が進んだのもそのような意識があったからではないか。関係改善が劇的に進んだというのはその通りだと思う。 ・正木部長と当時の管理監は、住民の声を聞き取るのに力を惜しまなかった。特に、管理監は最終処分場特別対策室以外の業務においても、それぞれの地元に足しげく通っていたし、正木部長も府内での協議では自分が住民かのような立場で意見することもあった。 ・西嶋部長の時代に県の方針の外枠は固まっており、この時期はテクニカルな議論を中心だった。関係改善が進んだというのは、部長と管理監が住民と直接接觸し、声を聞き取ろうとしたからではないか。 	—	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし</p> <p>なお、P.116に県と住民とのコミュニケーションについて記述している。</p> <p>第7章2 P.116</p> <p>よりよい原位置浄化策に地元自治会の同意が得られなかった時点以降は、それまで以上に県から周辺自治会への説明の機会を増やし、時には1か月に複数回の話し合いを実施し、平成21年に取りまとめた「環境省からの助言等を踏まえたRD事業に関する今後の県の対応について」に地元自治会が合意し、大きく前進することとなった。<u>また、平成22年（2010年）5月の住民説明会においては、県の部長が駆け引きを排除して県としてどこまでできるかを明確にしたいという姿勢を明らかにしたほか、部長や管理監が住民と直接接觸し声を聞き取ったことで関係改善が進み、一時対策工事および二次対策工事の実施に繋がった（中略）こうした状況を生まないためには、様々な形で県から住民への積極的な情報公開をすることおよび住民の声に県が真摯に向き合うことにより、丁寧にコミュニケーションを取り必要があったと思われる。</u></p>

10	<p>上田正博室長時代に住民との関係が一気に悪化したが、その要因は何か。あるいは何だと考えているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当時は対策工事の方向性も定まっておらず、住民の期待と行政の考え方のギャップが大きかったのではないか。また、旧処分場の周辺自治会以外の住民からの運動もあり、県にとっては大変厳しい状況だった。 ・旧RD社に処分業等の許可を出したはいいものの、その後のフォローが手落ちになっていたため、県としては負い目を感じつつ対応する中で強く出てしまったのではないか。また、RD事業に関する化学的な分野の話は、専門知識がない人間が聞いてもなかなか理解できるものではなく、それを県がしっかり説明できておらず住民との関係構築がうまくいかなかったのではないか。 ・対策委員会で議論されていた対策工法について、住民は全量撤去を求めていたので、D案を提案すれば反対を受けるのは必至という状態だった。 ・当時はRD社の破産に始まり原位置浄化策の地元への説明等で住民の怒りはピークに達していた時期だったと思う。室長個人はどうこうという問題ではない。 ・住民に「今から30分以内に来たら協議に応じる」と言われ、県庁から急行した際に白バイに止められるという事態も生じた。もし交通事故があれば、職員を危険にさらしてしまうとの反省から、県として毅然と対応しようと心構えをするようになった。 	<p>< 5点目関係 ></p> <p>過去の文書には住民からの協議要請等の事実を確認できる記録がなかった。</p> <p>また、白バイに止められる事態が生じたことや県の対応方針（の変化）に関する記録はなかった。</p>	(原稿案への反映なし)
11	<p>伊藤部長時代は住民との接触を極力避けていたが、それはなぜか。あるいはなぜだと思うか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊藤部長は、比較的温厚な方だったと記憶している。住民との接触を避けていたかはわからないが、当時は部長そのものの敷居が高い時代だったのでないか。私もRD以外の業務で県民との話し合いをする際に、部長に出てきてもらったようなことはない。そういった空気間の違いがあったのではないか。 ・伊藤部長在籍時（H16～H18）は、是正工事に関する技術的な話も多かったので、部長ではなく、より現場の詳細を把握する職員から説明する機会が多かっためではないか。 ・伊藤部長が住民との接触を避けていたということはなかったと思う。この質問では伊藤部長が名指しで挙げられているが、伊藤部長もそれ以前の部長と同じく大事な場面では住民と直接やり取りをさせていた。また、旧RD社倒産後の部長との比較で言えば、旧RD社倒産後は県が自らの手で是正を行わなければならない状況になったため、事情が異なる。 ・平成20年くらいまでは、県の業務において部長が直接住民と接触するということ自体あまりなかった。基本的に部長は部下からの報告をもとに判断するというのが県の一般的なやり方だった。 	-	(原稿案への反映なし)
12	<p>平成13年6月7日の滋賀報知新聞は「いまのような住民では(立派な)調査委員の先生方にあわすわけにはいかない。県担当者が住民に説明すれば事足りる」という上田一好主席参事の言葉を伝えているが、「いまのような住民」とはどういう意味か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・そのような発言があったか、またどのような状況で出た発言か定かではない。 	<p>平成13年6月7日の滋賀報知新聞は「いまのような住民では(立派な)調査委員の先生方にあわすわけにはいかない。県担当者が住民に説明すれば事足りると考えている」と報じている。</p> <p>(どのような状況でのコメントかは新聞記事内に記述がないため不明。)</p>	(原稿案への反映なし)
13	<p>深堀穴の是正工事において、いったん掘り出した廃棄物について、現在の基準では埋め立ててはいけないものであっても埋め戻したことについて、環境よりも金銭負担を重視した決断だったと考えるが、今でも正しいかったと思っているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧RD社は是正工事の段階でお金がなかったのは事実だが、不適正処分に対して県は一貫して廃掃法における事業者責任を貫徹させようとする立場だったし、(廃棄物処理法で要求される)環境のこと以外を考慮する余裕もなかった。 	-	(原稿案への反映なし)
14	<p>元従業員の証言について、住民側から指摘されても、なぜ県は自主的調査をなかなか行わなかったのか。</p>	<p>※質問のあった時期の職員への連絡が取れなかった、ヒアリング対象者が把握していないかった等により、回答が得られなかった。</p>	-	(原稿案への反映なし)

				第2章2(2) P.33 なお、本委員会の報告では、旧処分場における硫化水素の発生原因のうち、石膏ボードに含まれる硫黄が硫化水素の発生原因であることを特定した一方で、地下水の水質については旧処分場内外9地点で調査のうえ、「ダイオキシン類やほう素など少數の例外を除いて、総じて問題はなかった。」と評価されている。(後に県が平成17年に実施した地下水調査では環境基準を超えるシス-1,2-ジクロロエチレンやほう素が検出されたほか、平成19年に栗東市が実施した地下水調査では環境基準を超える総水銀を検出している。当時の硫化水素調査委員会からの評価について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、本委員会の設置目的は硫化水素の発生原因の特定であり、水質については十分な調査と議論がされていなかった可能性はあると述べた。また、平成13年に硫化水素調査委員会が報告を取りまとめた以降、旧処分場から浸出した浸透水の影響が広がった可能性もある。)
15	県の環境調査委員会は、平成13年5月に「総じて問題がない」と結論づけたが、後にこの判断が全く誤りであったことが明らかになった。誤った要因は何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・当時硫化水素調査委員会の判断が誤りだったと議論した覚えはないし、住民の方からそのような指摘があった記憶もない。硫化水素調査委員会は硫化水素の発生原因を特定するのが目的であり、石膏ボード等により硫化水素が発生するという考察については正しかった。しかし、浸透水の水質については、十分な調査と議論がされていなかった可能性はある。 ・硫化水素調査委員会のことを指しているのであれば、当該委員会の設置目的は旧処分場からの硫化水素の発生原因の特定であり、目的は達成できていた。質問の「全く誤りだった」の意図は測りかねるが、調査目的が処分場の全容把握ではなく硫化水素の発生原因の特定に絞ったことが問題と考えられるのであれば、そうとも言える。 	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫化水素調査委員会の設置要綱第1条には「栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場から発生した硫化水素の原因究明と対策の策定に関する事項について検討し、適切な助言および提言をするため、栗東町小野地先産業廃棄物最終処分場硫化水素調査委員会を設置する。」と定められている。 ・県が平成17年に実施した地下水調査では、環境基準を超えるシス-1,2-ジクロロエチレンやほう素が検出された。 ・平成19年に栗東市が実施した地下水調査では、環境基準を超える総水銀が検出された 	
16	「県・市職員による合同対策協議会」では、県と市とでは意見が分かれていた。(滋賀報知新聞平成18年9月21日)この会議では、いったい何がどこまで話し合われたのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去対象となる廃棄物や特措法の適用、事業者への責任追及等について話し合われていた。 ・産廃業者への指導は県が所管しているので、市が積極的に意見を出すことはなかったが、県には協力してくれていた。 	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年4月からは「R D問題対策県・市連絡協議会」が開催されている。 ・この協議会では、主に県市による旧処分場の監視体制や特措法の適用の可否および範囲、モニタリングの結果、旧R D社への責任追及等について話し合いがなされていた。 	(原稿案への反映なし)
17	嘉田マニュフェストは、違法投棄物質の「強制的な除去処分」をうたっていた。それができないと知事を説得したのは、誰で、どういう理由だったのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・把握していないが、当時の対策室職員か部長くらいしかいないのではないか。全量撤去に踏み切れなかった理由として、財政的な問題だけではなく、搬出した廃棄物の処分先をどうするかという問題もあっただろう。 ・嘉田知事がどのような経緯で方針を変えたのかは不明であるが、やはり財政問題は気にしていたと思われる。当時は栗東で新幹線の問題もあった。 ・知事が出していたマニフェストに対し転換が必要というような意見を出したり、議論したりした記憶はない。知事が就任後、財政状況等を踏まえて、政治家として方針転換を取ったのではないか。 	<p>過去の文書には知事との協議等の事実を確認できる記録がなかった。</p>	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P.116に県と周辺住民の関係性等について記述している。</p> <p>第7章2 P.116 原位置浄化策を基本方針とした背景について、行政代執行は効果的で合理的かつ経済的なものとする必要があるほか、過去県に在籍した職員への聞き取りでは県の財政的な制約や搬出先の確保が困難といった問題もあった可能性があると述べた。こうした県の事情や制約を住民と十分共有できず、県と住民の考え方の溝を埋めることができなかつたことが合意形成を困難にしたことも考えられる。</p>
18	三日月衆議院議員(当時)が嘉田知事に産廃特措法の延長を申し出たところ嘉田知事が断ったという報道(滋賀報知新聞平成21年1月15日)があるが、これは事実か。	※質問のあった時期の職員への連絡が取れなかった、ヒアリング対象者が把握していなかった等により、回答が得られなかった。	—	(原稿案への反映なし)

	<ul style="list-style-type: none"> ・こうすればよかったということではないが、過去在籍していた県職員によって住民との話し合いの空気ができていたため、これを維持したいという思いはあった。 ・常に住民と向き合う姿勢は持っていた。H21年1月の「県の対応」に対し3月までに2自治会しか合意を交わせなかつたのが残念だが、後任者がきっちりやりきてくれた。 ・在任中は対策工事を前に進めるために力を尽くしたが、工事に着手することができなかつたのは残念である。当時の法制度や財政状況に加え地元自治会も地区によって意見に差異がある中で、何とか対策を進めるために毅然としようとしていた。 ・全力で業務に当たつたため、「こうすればよかった」や「したがつたが、できなかつた」ということはない。 ・一次・二次対策工事に関われなかつたのは残念だった。また、旧処分場から搬出した廃棄物を県内の処分場で処理できなかつたのが残念である。 ・県の旧処分場に対する現状評価と住民の期待を合致させるのは難しかつた。災害対策という面でも、民間企業の誘致という面でも廃棄物の処分場はなくてはならないものであるが、それが家の近くにあるということをどう理解してもらうか、という点が難しかつた。※ ・廃掃法に違反した廃棄物処理が認められなのは当然のこととして、かつての廃棄物処理業者は適法に事業を営んでいる者から不法投棄等の不適正処分を敢行する者まで様々だつた。法律上は廃棄物を処理するときは品目によって分別することとなるが、生産工程ではなく処分工程で100%分別するには非常に難しい。100%を目指すためには法律上グレーな部分を行政の指導でやっていくしかない。 しかし、たとえ県の技術職に化学的な専門知識があつたとしても、事業者への指導や住民対応は体系的なやり方がないので、試行錯誤しながら進めていくしかなく、そのような組織しか作れなかつた。※ <p>※同一人物からの回答</p>	—	<p>第7章2 P.116 旧RD社破産後の対策工法の選定にあたつても（中略）県と住民の考え方の溝を埋めることができなかつたことが合意形成を困難にしたこととも考えられる。</p> <p>よりよい原位置浄化策に地元自治会の同意が得られなかつた時点以降は、それまで以上に県から周辺自治会への説明の機会を増やし、時には1か月に複数回の話し合いを実施し、平成21年に取りまとめた「環境省からの助言等を踏まえたRD事業に関する今後の県の対応について」に地元自治会が合意し、大きく前進することとなつた。<u>また、平成22年（2010年）5月の住民説明会においては、県の部長が駆け引きを排除して県としてどこまでできるかを明確にしたいという姿勢を明らかにしたほか、部長や管理監が住民と直接接觸し声を聞きとったことで関係改善が進み、一時対策工事および二次対策工事の実施に繋がつた。</u>過去県に在籍した職員への聞き取りでは、旧処分場に対する県の現状評価と住民の期待を合致させることが難しかつた、様々な思いを持つ住民の意見を拾うために協議体のようなものを作りたかったができなかつたと述べたが、<u>これは、県の旧RD社への指導や硫化水素調査委員会をはじめとした委員会等の運営、対策工法に係る住民との一連のやりとりの中で、県が住民からの信頼を十分得ることができなかつたことが背景として考えられる。</u> <u>こうした状況を生まないためには、様々な形で県から住民への積極的な情報公開をすることおよび住民の声に県が真摯に向き合うことにより、丁寧にコミュニケーションを取る必要があつたと思われる。</u></p>	
20	<p>当初有毒ガスが出ているのではと北尾団地へ調査に入った際のこと。職員（県・市）が持ってきた小さな検知器の針が降り切れているのに住民には『大した事は無い』と話した後RD社員とコソコソ話しているのを目撃し大きな不信を感じた。その後、硫化水素の発生が確認され大問題へと進展していく事となつたが、（県・市）は当時各地で発生していた産廃不法投棄を因とする社会問題化（行政の責任・長期化・費用等々への波及）を恐れ曖昧な形で收拾を図ろうとしていたのではないかとの思いを強く持つた。住民に対する行政・企業の初期対応の姿勢に問題は無かつたのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当時の県のRD社に対する認識・初期対応が甘かったと言われてもやむを得ないと思う。 ・硫化水素の発生原因となった石こうボードを旧処分場に埋め立てたこと自体は当時合法だったが、その後の県の対応は不十分だったと思う。また、RD社が許可外の廃棄物を埋め立てていたことに対して、行政がしっかりチェックできていなかつたという指摘をされたくないという思いもあつたのではないか。 	—	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P116に県の初期対応について記述している。</p> <p>第7章1 P.116 周辺住民から処分場からのばい煙やばい塵、悪臭等に対する苦情に対し、県は、必要な都度調査や行政指導、行政処分を行い、旧RD社に是正させるなど、一つひとつの問題に対応していくことを基本的な姿勢として対応に当たつていた。（中略）旧RD社が倒産して、旧処分場に残された生活環境保全上の支障を県が対策しなければならなくなつたことを考えると、一つひとつの問題に対応するだけでは必ずしも抜本解決には至らないことを認識し、行政指導だけでなく早期の段階で行政処分を行うなど問題を長期化させないような対応を検討すべきであつた。</p>

21	<p>本件に関して 県と市の連携に問題は無かったのか、外から見ていると本件の当該市である栗東市には問題を積極的にリードしようとする姿勢が感じられず 県の後追いに終始しているように見え残念に感じていた。それぞの権限の差は有るが、特に市は企業およびその背後を意識して 住民とは一定距離を保っての対応に感じた、市が住民に寄り添えなかった原因は何があったのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県から見た市は、決して県の後追いではなく市独自の立場で R D 事業に取り組んでいた。市は県よりも住民に近い立場であり、地元の雰囲気に直接影響を受けていたのではないだろうか。住民に寄り添っているときもあったし、住民の声を何が何でも聞いてくれと県に迫ってきたこともあった。 ・廃棄物処理法上、産業廃棄物に関しては県が事業者指導を行うこととなっており、市は通常業務において産業廃棄物に接する機会がないことが背景としてあるのではないか。 ・廃掃法上、産業廃棄物処分業への指導は都道府県の業務と定められており、法律上指導する立場にない栗東市が表立って問題解決を図ろうとするのは難しかっただろう。しかし、市は県以上に地元住民に近い立場の自治体として、県と住民の間に立ち、要望等の形で意見をもらうというようなこともあった。 	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栗東市からは、県に対し旧処分場での硫化水素、ガス化溶融炉、地下水対策等に関し数多くの要望書等を提出している。 	<p>第 5 章 P84 から栗東市の対応の経過の中で市の具体的な取組について記述している。 (文章量が多いため記述は省略。)</p>
22	<p>R D 処分場見学を行政が行い 住民も参加したが その際 行政側参加者は全員防護マスク様の物を事前準備し着用していた、自らにはそれ程の防護策を講じながら 住民はほったらかしまさに本問題に取り組む行政の姿勢そのものと感じた。『由らしむべし知らしむべからず』そのもので 行政が主で住民が従 の思いがそれぞれの職員方々にあったのではないですか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見学会のことは把握していないが、前提として旧 R D 処分場は住宅に隣接しているという特徴があることを考えると、住民にしっかり説明を行うべきであったと思う。県はその時点その時点できることを一生懸命やってきたと思うが、住民からの声をもっと真摯に受け止める必要があった。 	<p>—</p>	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P116に県の住民対応について記述している。</p> <p>第 7 章 1 P116 また県は、処分場の動きや地域のことを最も把握している周辺自治会や住民団体からの要望・情報に対して、地域の声をもっと真摯に受け止め、十分検討すべきであった。すべての住民要望を直ちに解決することは困難だとしても、その内容を十分把握して整理検討したうえで適切な対策等を講じながら問題を解決していく努力が必要であった。</p>
23	<p>処理場内で 住民が注射器など医療系廃棄物等を見つけるたびに『これは許可品目ではないですよね』と県職員に同意を求めて 苦々しい表情で無視するだけ、専門家としては個々に答える必要はない（或いは現認したくない）と思っていたのかも知れないが 住民としては“行政は住民の見方ではない”との思いを強くするきっかけともなった。違法廃棄物をどうするか対策が決まっていなかった背景もあり、うかつに住民に同意して言質を取られてはとの保身もあったかも知れないが、どうして住民の心に寄り添う事が出来なかつたのでしょうか？</p>	<p>※質問のあった時期の職員への連絡が取れなかった、ヒアリング対象者が把握していなかった等により、回答が得られなかった。</p>	<p>—</p>	<p>(原稿案への反映なし)</p>
24	<p>県職員 小林さんへ。住民からの処分場見学要請を受け（やっと県も住民と同じ視点に立ってくれたとの印象） R D 社と調整してくれたが 両者で当日現場に行くと R D 社は門を閉じシャットアウトした。違法の山を眼前に 行政の力を借りても住民を拒否する企業の姿勢に大きく憤りを感じたが、行政としてはやむを得ないと判断されていたのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧処分場の立入検査等に住民が立ち会うときには、いつも旧 R D 社に事前に伝えていた。あまり断られた記憶はないので質問の時の状況はわからないが、住民の憤りはもっともあると思う。 ・規制行政一般において、法令違反をした者に罰則する規定があったとしても、実際は裁判で刑事罰を科すには、刑事訴訟に必要な事実証明が困難である等ハードルが非常に高い。どのようにペナルティを設けるかは難しい問題で、当時の職員も悔しい思いだったと思う。 	<p>—</p>	<p>(原稿案への反映なし)</p>

25	<p>県職員 平田さんへ。『栗東町の一般ごみも埋めたと言う証言もあり掘削して調べて欲しい』の声に『調べられたらいいですね…』と寄り添う姿勢も見られたが持ち帰り結果的には却下された。費用などの事もあり住民の思いをすべてかなえる事は出来ないのは理解しますが、多くの場合 思いに前向きというより拒否から始まっているような気がした、住民対応で一番のネックになる壁は何だったのでしょうか？</p>	<p>住民との会合のセッティングが難しかった。住民全体が会合に出席することはスケジュール調整の都合上困難だったので、なかなか住民全体と話をできなかった。当時は自治会ごとに意見が異なることに加え、自治会内でも色々な思いを持つ方がいたため、住民との協議体のようなものを作りたかったが、住民側から断られた記憶がある。</p>	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年10月11日の県と合意の協議において、県から合意に改善対策案が示された。 ・改善対策案では水処理やモニタリングをRDに指示させることのほか、今後の地下水対策等の具体的な内容を検討するにあたり、住民、学識経験者、業界代表者、市、県等を構成員とした対策会議（以下「対策会議」という。）を設置することについても提案があった。 ・対策会議の設置についてどのような議論がなされたかは記録がないが、同年11月27日に県と合意で交わされた確認書においては、対策会議の設置について特段記述がない。 ・上記のほか、平成21年4月30日のRD最終処分場問題自治会長会議（赤坂、小野、上向自治会出席）において、第三者を交えた住民と県の協議の場（以下「協議の場」という。）の設置について提案があった。 ・協議の場は、これまでの住民と県の話し合いが膠着状態になったことを受け、住民と県の間に中立的第三者を立て客観的な評価やコメントをもらうというものであった。 ・県の協議の場の提案に対し住民からは、「協議の場では県案だけではなく住民が要望している案も検討している姿勢がほしい。」や、「県は住民とのコミュニケーションができるないのにどうするのか。」といった意見が出た。 	<p>第7章1 P.117 過去県に在籍した職員への聞き取りでは、旧処分場に対する県の現状評価と住民の期待を合致させることが難しかった、様々な思いを持つ住民の意見を拾うために協議体のようなものを作りたかったができないと述べたが、<u>これは、県の旧RD社への指導や硫化水素調査委員会はじめとした委員会等の運営、対策工法に係る住民との一連のやりとりの中で、県が住民からの信頼を十分得ことができなかつたことが背景として考えられる。</u> <u>こうした状況を生まないためには、様々な形で県から住民への積極的な情報公開をすることおよび住民の声に県が真摯に向き合うことにより、丁寧にコミュニケーションを取る必要があつたと思われる。</u></p>
26	<p>県職員 中村さん（後半からの担当）へ。浸透水・地下水のモニタリング時のサンプリング方法について、当初は揮発性物質や比重の軽い物質にも留意しながら実施されてきたが後半に入ってきたら上層の濁り水を大量にくみ上げ破棄した後の澄んだ水をサンプルとしていた『それでは揮発性や比重の軽い有害物質は検出できないのではないか』と指摘したが納得できる説明や方法を元に戻すことも無かつた。サンプリング方法を変更すれば 前後のデータの一貫性は失われ信頼性は大きく損なわれる、なぜ住民の意見を無視してまでサンプリング方法の変更に拘ったのでしょうか？</p>	<p>・水質調査における採水方法については、有害物調査検討委員会でも議論されており、委員からもそれまでの採水方法では問題があるとの見解が示された。また、住民と県の話し合いにおいても採水方法については議論したうえで、現在の方法に決定している。これに関しては、当時報道機関からも、「誤った方法による調査にこれまでいくら費やしたのか」と追及を受けた。</p> <p>・有害物調査検討委員会で委員からそれまでの県の採水方法では問題があるとの見解が示されたため、その御意見を重視した結果だと思う。</p>	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回有害物調査検討委員会では、地下水の水質調査における採水方法について議論がなされている。 ・委員会では、梶山先生から「通常の地下水では考えられないようなSSの値が出ており、井戸の構造と採水の仕方に欠陥があると考えざるを得ない」との見解が示されたほか、小野先生からも「処分場の井戸のたまり水は腐ってきてどんどんSSが増えていくので、廃棄物層の中に入っている保有水を分析したいのだったら汲み上げて新しく入ってきた保有水を分析するのが一般的」と発言されている。 ・平成23年9月17日の中日新聞は、従来の調査方法により6年間で3,800万円を費やしたと報じている。 	<p>第3章4 P.72 特に、既往の調査結果は採水方法に問題があり地下水や浸透水のSS（懸濁物質）の値が非常に高く、観測井戸のたまり水やその下に溜まっているSS分や土の影響をできるだけ受けないような形で採水しないと、分析結果から適切な評価ができないとの指摘を受け、それ以降の県の水質調査では、水中ポンプを使い井戸の孔内水量の4倍量程度汲み上げ水質（水温、pH、電気伝導度等）が安定したことを確認してから採水する方法に変更することとなった。</p>

27	<p>1、揮発性分析の前処理問題 H13年度硫化水素問題でケーシング工法調査の時、住民が分析の事を何も知らないのを良い事に揮発性有機化合物を分析する前処理と称して、ステンレスパットに数日間資料を広げて風乾、105°Cで4時間熱風乾燥を行い、2mmメッシュのフリイにかけてから揮発性の分析を行った。そして住民に対して「良かったですね、有害物は検出されませんでした。」とニコニコしながら説明した。 これは犯罪と私は思います。その時の担当は中村さんです。 私は不信に思い日本工業（日本産業＝2019.7.1法改正にて改称）規格（JIS）で調べると全く違った公定法「機密した容器から何の前処理もせずに一番に揮発性物質を分析する事」が記されていました。当時分析の事を何も知らなかった私が一目見てわかることが書かれていたのに賢い人々の県の職員が何の意図もなく気づかない筈が有りません。 正直に何がそうさせたのかお話願いたい。</p>	<p>※質問のあった時期の職員への連絡が取れなかった、ヒアリング対象者が把握していなかった等により、回答が得られなかった。</p>	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P41に住民から住民監査請求があったことについて記述している。 調査は、埋め立てられた廃棄物の分布状況および処分場に起因する地下水への影響等を把握するための地下水等調査業務、硫化水素ガスの発生原因を究明するための最終処分場掘削調査業務をいずれも同じ調査会社に委託して実施した。 この調査について、次の2点について分析の方法が不適切である旨住民から指摘があり、平成15年（2003年）には複数の住民が連名で滋賀県監査委員に対して住民監査請求を提出している。</p>
28	<p>2、廃掃法に基づく権限の適正行使。RD社の容量追認 許可容量を大きく超えた大量埋立に対して、一部を排出させただけで違法埋立を追認した。 許可区域外への違法埋立、容量を大きく超えた埋立を次々に容認していく事が「後から何とでもなる」という間違ったメッセージになったと思います。その時には正させて超過量を全量排出しておればこの様な1.8倍もの量にはならなかった。 追認した背景には何があったのかお話し願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 許可が羈束裁量である以上、法律の要件に適合していれば許可せざるを得ないという実情はあったのだろうが、より実態を踏まえた判断をするのは難しかったのかと思う。廃棄物処理法の制度上の課題を国や県は突き付けられたのではないか。 RDに限った話ではないが、一般的に規制行政は、罰則規定とりわけ刑事罰の適用まで行うケースは少ない。私がRD問題に携わるまでの他部局での業務においても、不適正な行為に対しては行政指導を積み重ねることや、行政処分前に勧告を行わなければならぬ等の制約のようなものがあり、行政処分の適法性について訴訟で争われて敗訴するリスクを常に懸念していた。過去に県がRD社に対してもそのような姿勢で臨んでいたことについて、理解はするものの、それが問題を大きくしたのではないか。 	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P29に平成10年の変更許可とそれに対する行政対応検証委員会からの評価について記述している。 変更前に比べると合計では面積で12,622m²、容量で172,680m³の増加となっている。 【行政対応検証委員会の評価】 (中略) RD社が提出した是正計画は、(中略)事実上、変更許可とセットとなった是正計画である。 (中略) 産業廃棄物の処分場外への搬出に約9年半を要することによる周辺生活環境への影響を考慮して、このような是正計画を認めることは本末転倒であり、(中略)許可容量を超過した産業廃棄物の全量撤去を前提とした是正計画を策定させることは必要であったのではないかと思われる。</p>
29	<p>3. 知事の対応 住民からの苦情、有害物質の発見、目視でも分るほどの埋め立て処分量、深堀孔の写真、等々が有っても優良企業ですと言い続けた2人の知事。知事という立場がどういうものかお分かりにならない気がします。県職員の言う通りで御自身では調べもせず鵜呑みにした、知事の発言の重さがお分かりでなくこの事が自体を悪化させ県職員を暴挙に走らせた、そして住民を不信へと導いた。この事をどう思うのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「優良企業」という表現であったかは定かでないが、職員からはRD社が比較的指導に応じるいい会社だということを聞いていた。嘉田知事は職員の話に耳を貸さないということではなく、割としっかり聞いてくれていた。知事にとって耳の痛い話であっても、遠慮して報告しないというようなこともなかった。 知事が業務判断をする際に、知事自身が情報を集めて判断するというのは現実問題として難しい。一方で、知事が判断するのに必要な情報を提供するのは、担当所属の責務である。 早期段階で外部の専門家の意見を取り入れれば、ニュートラルな判断ができたのではないだろうか。有害物調査検討委員会の梶山先生のような行政・法律・環境の知識のある方に最初から相談できていればよかったのだが。 	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P116に県の旧RD社への認識等について記述している。 旧RD社への指導・対応について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、不法投棄をはじめとする不適処分が横行する中で、不適正処理を行ったものの行政指導に従う旧RD社を悪質性が低い、比較的問題が少ないと捉えていた可能性があるほか、体系的な行政指導の方法がなく試行錯誤しつつの対応であったと述べた。</p>
30	<p>4、許可業種の多さが違法性助長に繋がった。 安定型最終処分場、収集運搬業、中間処理業、が同じ場所で認可されている事はそれだけ利益追求したい企業には好都合で違法な事をすれば幾らでも儲かるシステムが出来る事に成る。行政は許可申請の時それらを踏まえて許可すべきです。したがって許可した以上はその事を踏まえたうえで指導監督をすべきだったのに甘い対応しか取らず結果的に大きな問題を残した。許可を出した時の経緯をお聞かせください。</p>	<p>※質問のあった時期の職員への連絡が取れなかった、ヒアリング対象者が把握していなかった等により、回答が得られなかった。</p>	<p>第7章1 P.117 また、旧RD社は同一の事業場で廃棄物の中間処理業および最終処分業を営んでおり、旧処分場への埋立てが許可されていない廃棄物を自社で中間処理して埋め立てることもできる状態にあったことを念頭に置いて指導する必要があった。</p>

				第2章2 P.39 なお、同年12月の県議会において、硫化水素調査委員会の委員長が旧RD社の関連会社の事業に関する研究会の座長を務めており適切な人選であったか疑問があると質問があったほか、検証委員会においても住民から旧RD社に極めて近い人物を委員長にしたことが県の見識を問われるものであると指摘されている。（検証委員会においては、委員長が旧RD社と繋がりがあることは後から判明したため、当初の任命責任については問えないのではないかとの意見があった。）
31	5, 硫化水素問題調査委員会の座長 RD社が事務局を持つ研究会の座長（RD社に極めて近い人物）を硫化水素問題調査委員会の委員長にしたのは何故？ 報酬の支払いはあったのでしょうか？ 非公開、議事録無しにした訳は？ この委員会の功績は何が有りましたか？	※質問のあった時期の職員への連絡が取れなかった、ヒアリング対象者が把握していなかった等により、回答が得られなかった。	—	第7章2 P.117 過去県に在籍した職員への聞き取りでは、（中略）、これは、県の旧RD社への指導や硫化水素調査委員会をはじめとした委員会等の運営、対策工法に係る住民との一連のやりとりの中で、県が住民からの信頼を十分得ることができなかつたことが背景として考えられる。 こうした状況を生まないためには、様々な形で県から住民への積極的な情報公開することおよび住民の声に県が真摯に向き合うことにより、丁寧にコミュニケーションを取る必要があったと思われる。
32	6, RD社が破産してからの廃棄物量の調査 会社が存続の間は許可量以内ですと言い続けていた県が、倒産直後再調査して処分量は許可の1.8倍でしたと報道し住民に説明した。これは実に奇妙な事です。RD社に遠慮？尊宅？それとも…？ H13より数回行われていたボーリング調査で廃棄物の底部が届け出の地形と違っている事を県は以前から気づいていたと私は思っています。数々の住民の深堀写真や、県の処分場への立ち入り時も深掘を見た筈です。何年にも及ぶ大掛かりな深掘りを気づかない訳がない。 処分量が1.8倍ともなれば全量撤去は多額になり実現は難しくなる。私にはそれが目的だと匂いがする。そして県議会議員を使って住人に説得を試みた。 私の推理を図星と取るか邪推と取るか意見を聞かせて下さい。	・許可容量超過については、対策委員会での調査実施までほとんど議論されていない。 ・当時の経過は把握していないが、旧処分場に係る業務に携わる前に処分場を見たことがあるが、団地に迫る状況だったことを記憶している。目視でも大量の廃棄物があることがわかる状況だった。	過去の文書から以下の事実が認められる。 ・平成3年には住民から県に、旧RD社が処分場外で埋め立てをしていると通報があった。 ・平成13年には合対から県に、旧RD社が処分場外で埋立てをしていたことが不法投棄に該当するのではないかとの指摘があった。 ・平成16年に住民から知事に、許可容量を超過している可能性があり、どれだけ廃棄物があるか調べてほしいとの要望があった。	第3章1(2) P.58 ボーリングでは、旧処分場に埋め立てられた廃棄物が72.6万m ³ あり、許可容量である40万m ³ を超過していることがわかった。 (なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、この調査以前には旧RD社が埋め立てた廃棄物が許可容量を超過しているか否かは議論がなく、ドラム缶や有害物質をどうしていくかが主な論点になっていたと述べたが、平成3年度には既に住民から県に旧処分場外で埋め立てを行っているとの通報があったほか、平成16年2月には住民から知事に許可容量超過に関する指摘がなされている。(第2章3(1)参照。) 第7章1 P.116 また県は、処分場の動きや地域のことを最も把握している周辺自治会や住民団体からの要望・情報に対して、地域の声をもっと真摯に受け止め、十分検討すべきであった。すべての住民要望を直ちに解決することは困難だとしても、その内容を十分把握して整理検討したうえで適切な対策等を講じながら問題を解決していく努力が必要であった。 ※3番と同じ

33	<p>7, 住人からの苦情、違法行為の告発、住民からの要望 数々の苦情、告発、要望が有りながら R D 社を擁護し続けた県の怠慢、横暴は住民を苦しめ裏切りや仲たがいを招きました。たかが1社のために多くの住民を苦しめた。多額の税金を費やし地下水の環境破壊を招いた。そして将来に負の遺産となるものを残した。 そこには何が有ったのでしょうか？議員？恐れ？わいろ？おもてなし？権力者？・・・今なら時効です。 その事が分からぬままではアーカイブは完成しません。今こそ明らかにしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からも指摘されてきたように、県には R D 社を優良企業と捉えていたことがあったのだろうと思う。かつては不法投棄も多かった。そうした事業者と、不適正処分がありつつも県の行政指導には従った R D 社を比べると、旧 R D 社については許可を取得し事業を営むという点においては悪質性が低いと認識してしまったのではないか。 ・不適正処理を行っていた旧 R D 社に対しての認識が甘かったのが問題を大きくした一因である。廃棄物処理法上、産廃の不適正処理については、不適正処理を行った者には正せるというのが基本的な考え方であり、旧 R D 社には正せるという考え方方が、県が行政処分等に消極的になり、結果的に同社への認識が甘くなるという結果を生んだのではないか。 ・県が旧 R D 社に対し他の業者に比べて問題が少ないと認識していたのは事実だったと思う。かつては廃掃法の規制も緩く、廃棄物の不法投棄もあちこちであった。そういった時代の中では、旧 R D 社は比較的問題が少ないと県は考えていたのだろう。また、当時感染性廃棄物の処分に係る許可を持っていた事業者は少なく、多くの医療機関からの廃棄物を旧 R D 社が処理しており、病院からも喜ばれていたという社会的な評価も知っていたからこそ、旧 R D 社への認識が甘くなったのではないか。 	<p>過去の文書から以下の事実が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内における不法投棄等の発生件数は、平成25年頃には年間100件程度だったが、近年は年間約60件程度である。 ・県内の産業廃棄物の不適正処理事案に対する改善命令および措置命令は、平成6年～平成21年までは5件だが、平成22年以降は3件である。（旧 R D 社への命令を除く。） 	<p>職員ヒアリングの結果を受けた原稿案の記述変更はなし なお、P116に県の旧 R D 社への認識等について記述している。</p> <p>旧 R D 社への指導・対応について、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、不法投棄をはじめとする不適正処分が横行する中で、不適正処理を行ったものの行政指導に従う旧 R D 社を悪質性が低い、比較的問題が少ないと捉えていた可能性があるほか、体系的な行政指導の方法がなく試行錯誤しつつの対応であったと述べた。</p> <p>※29番と同じ</p>
----	---	---	---	--